

兵庫県療育手帳判定要領（抜粋） 障害程度の判定基準

障害の程度の判定は、次に定める基準による。

A（重度）

自他の意思の交換及び環境への適応が困難であって、基本的な日常生活に絶えず注意と介助を必要とし、成人になっても自立困難と考えられるもの。なお、具体的には判別基準表に示すとおりであるが、精神面がB(1)であっても、その他の面でAに該当するものがあれば、総合判定は「A」とする。

B(1)（中度）

新しい事態の変化に適応する能力にとぼしく、他人の助けや指導によって、自己の身のことがらを処理しうるもの。なお、具体的には判別基準表に示すとおりであるが、精神面がB(2)であっても、その他の面でAに該当するものがあれば、総合判定は「B(1)」とする。

B(2)（軽度）

日常生活にさしつかえない程度にみずから身のことがらを処理できるが、抽象的な思考推理が困難なもの。

なお、具体的には判別基準表に示すとおりである。

（判別基準表）

	精神面 (知能指数)	生活面	行動面	看護面
A (重度)	I Q ～ 3 5	食事、排泄、着脱衣、寝具の始末、洗面、入浴等の基本的な日常生活が全般的又は部分的に直接手をかけて介助する必要がある。	興奮、拒否、自閉等の行動があるため、常時注意が必要である。	疾病又は障害（身障1級～3級）のため、治療、看護や常時注意が必要である。
B(1) (中度)	I Q 3 6～5 0	同上のことが大体一人でできるが、なお不完全なために言葉でその都度指示する必要がある。	情緒、行動面に注意が必要である。	疾病又は軽度の障害等があり、治療、看護はほとんど必要ないが、注意が必要である。
B(2) (軽度)	I Q 5 1～7 5	同上のことがすべて一人でできる。	情緒、行動面に注意を必要としない。	身体的に健康で、治療、看護等の必要がない。
	発達障害と診断され、かつ、こども家庭センター所長又は知的障害者更生相談所長が自他の意思の交換及び環境への適応が困難である等により、療育又は日常生活上の支援が必要と認められたものは、原則として「B(2)」とする。			